

旅行事業者様向け

館林市マイクロツーリズム

造成支援事業支援金 を使って

お得な旅行商品を作りませんか？

令和5年度版



館林市からおよそ2時間圏内の「マイクロツーリズム商圏(関東圏)」を対象に、館林市内の観光体験等を含んだ旅行商品を造成販売する事業者の方に対し、支援金を交付します。貴社の商品に付加価値をつけてお得な商品を造成してみませんか。

支援金申請対象者

旅行事業者

(旅行業法に基づく登録を受けている事業者)

対象期間

令和6年3月20日までに催行終了する商品

※ただし、予算の範囲内での先着順となります。

支援金

(旅行商品)1人あたり上限:3,000円

・対象商品一人あたりの販売価格の2分の1の額。

・ただし、送客実績があった場合に限りです。

・1商品につき10万円を限度とします。

商品要件(主なもの)

- (1) 募集型企画旅行商品であること。
- (2) 関東圏を発着地とした商品であること。
- (3) 市内に2時間以上滞在すること。
- (4) 館林市内の有料観光体験を1つ以上含み、かつ、市内飲食店での食事又は仕出し弁当の提供を含んだ、館林の魅力を感じられる内容であること。
- (5) 1商品につき10名以上の送客があること。
- (6) チラシやウェブ等で募集を図る際には、本支援制度の適用を表示すること。



まずはお問合せください！

館林市観光協会(館林市つつじのまち観光課内)

Tel:0276-74-5233/Mail:kankou@utyututuji.jp



※支援金詳細 HP

主な流れ

事前相談

本支援金に関心をお持ちでしたら、まずは館林市観光協会までご連絡ください。各種お問合せのほか、ご検討の商品内容についてお伺いさせていただき、商品造成をサポートさせていただきます。
※支援金は予算の範囲内にて交付しますので、必ず申請前にご相談ください。

申請

(商品販売開始前)

事前相談の後、催行日の14日前までに申請書(様式1号)(館林市観光協会HP及び館林市HPにあります)をご提出いただきます。

- ①館林市マイクロツーリズム造成支援金交付申請書(様式1号)
- ②商品企画概要(行程や立寄地などが確認できるもの)
- ③旅行業登録票の写し 等



審査(要件適合確認)

交付決定

審査のうえ、内容が適正であれば、交付(不交付)決定通知を発送します。日程や内容が変更になる場合は、変更承認申請書(様式3号)を提出し、観光協会の承認を受けてください。

催行

支援対象ツアー(商品)を催行します。
旅行の記録写真等実績が分かるものを控えておいてください。



実績報告 額確定

支援対象ツアーの催行後(複数日程ある場合は全て終了後)、催行日から30日以内、又は令和6年3月末日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式4号)をご提出いただきます。

その後、内容を審査のうえ、支援金額の確定を行います。

- ①館林市マイクロツーリズム造成支援金実績報告書(様式4号)
- ②販売・集客の方法が確認できる書類(チラシ・ウェブ掲載等)
- ③販売実績が確認できる書類 等

審査(実績確認)

請求 支援金交付

支援金額確定後、支援金交付請求書(様式6号)を提出いただきます。請求から振込までに10日間程度を要します。

